

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
翌日が休日に当たるとき)

鳥取県告示第百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による二部東地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和六十三年五月十六日現在の地番による。）

二部字熊ノ谷

二部字熊ノ谷のうち九三〇の一の一部、九三一の一、九三二、九三三、九三四の一部、九三六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

土地改良法による換地処分（〃）
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（農
業者推薦要領（労政訓練課）
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（農
業者推薦要領（労政訓練課）
被爆者一般疾病医療機関の指定（〃）
被爆者一般疾病医療機関の指定（〃）
結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）
結核予防法による医療機関の指定の辞退（〃）

◆正

誤

昭和六十三年七月鳥取県告示第六百六十三号中訂正

告

示

二部字熊ノ谷尻
二部字熊ノ谷九三〇の一部、九三一の一部、九三二、九三三、九三四の一部、九三六の一部及びこれらと一体をなす国有地
二部字熊ノ谷尻のうち一〇六七の二の一部、一〇六八から一〇七六までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
以外の区域

二部字奥寺	二部字熊ノ谷尻一〇六七の二の一部、一〇六八から一〇七六までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 二部字奥寺の全域
二部字結橋尻	二部字結橋尻のうち一一〇四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
二部字結橋谷	二部字結橋谷のうち一一〇五、一一〇七の一部以外の区域
二部字茗荷谷	二部字結橋尻一一〇四の一部及びこれと一体をなす国有地 二部字結橋谷一一〇五、一一〇七の一部 二部字茗荷谷の全域
二部字梅ノ木	二部字梅ノ木一二七八の一部、一二八一から一二八三までの一部、一二八五、一二八六の一、一二八六の二、一二八七、一二八八の一、一二八八の二及びこれらと一体をなす国有地 二部字小カド一二八九から一二九一まで、一二九五の一部、一二九六、一二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地 二部字畦高一三五〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一二三五〇と一体をなす国有地の一部 二部字シラガ畠一二七八の一部及びこれと一体をなす国有地 二部字シラガ畠一二八九から一二九一まで、一二九五の一部、一二九六、一二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
二部字小カド	二部字小カドのうち一二八九から一二九一まで、一二九五の一部、一二九六、一二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 二部字シラガ畠一二七八の一部及びこれと一体をなす国有地 二部字シラガ畠一二八九から一二九一まで、一二九五の一部、一二九六、一二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
二部字梅ノ木	二部字梅ノ木のうち一二七八の一部、一二八一から一二八三までの一部、一二八五、一二八六の一、一二八六の二、一二八七、一二八八の一、一二八八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
二部字城坂	二部字城坂のうち一三〇八、一三二五の一部、一三三二の一部、一三三三の一、一三三三の二、一三四四の一部、一三三五、一三四四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
二部字畦高	二部字城坂一三〇八、一三二五の一部、一三三三の一部、一三三三の一、一三三三の二、一三三四の一部、一三三四及びこれらと一体をなす国有地 二部字畦高のうち一三四五の一部、一三四六の一部、一三五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三五〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
二部字シラガ畠	二部字シラガ畠一三五一から一三五四まで、一三五五の一部、一三五七の一の一部、一三五七の二の一部、一三六三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三五八と一体をなす国有地 二部字シラガ畠一四〇八の一部、一四一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四一〇と一体をなす国有地の一部 二部字小モン一四〇八の一部、一四一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四一〇と一体をなす国有地の一部 二部字シラガ畠一四七五、一四七六、一四七八、一四八〇と一体をなす国有地の一部 二部字加藤一四八一の三の一部、一四八二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四八七の二と一体をなす国有地の一部 二部字古城山一四九五の一の一部
二部字小モン	二部字シラガ畠のうち一三五一から一三五四まで、一三五五の一の一部、一三五七の一の一部、一三五七の二の一部、一三六三の一部、一三六五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三五八と一体をなす国有地以外の区域 二部字シラガ畠のうち一四〇八の一部、一四一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四一〇と一体をなす国有地

		有地の一部以外の区域
二部字権現谷ノ	二部字権現谷ノ二のうち一四三〇の三の一部以外の区域	
二部字権現谷	二部字権現谷ノ二 一四三〇の三の一部	
二部字上ミ土居	二部字上ミ土居のうち一四七五、一四七六、一四七八、一四一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域	
二部字加藤	二部字畦高一三四五の一部、一三四六の一部及びこれらと一体をなす国有地	
	二部字加藤のうち一四八一の三の一部、一四八二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四八七の二と一体をなす国有地の一部以降の区域	
二部字古城山	二部字古城山一四五五の一の一部 二部字東中屋敷一五六九の一部、一五七〇、一五七四及びこれらと一体をなす国有地	
二部字東中屋敷	二部字古城山一四五五の一の一部以外の区域 二部字東中屋敷のうち一五六九の一部、一五七〇、一五七四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	

平成元年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局大村	鳥取市片原二丁目一一〇一	平成元年一月二十五日
薬局西支店	鳥取市湖山町四一三七一四	"
医療法人社団本家診療所	八頭郡若桜町大字若桜一二〇〇一	"
三栄調剤薬局	鳥取市吉成二丁目一五四八	平成元年一月三十日
宮崎内科医院	鳥取市吉成二丁目一五四八	平成元年二月八日

鳥取県告示第二百号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十九号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

医療機関名	所 在 地	辞退年月日
本家内科医院	八頭郡若桜町大字若桜二二〇 ○一トナヘ	平成元年一月二十五日

鳥取県告示第二百一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成元年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第三十二期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

平成元年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三十二期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

1 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

2 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的とし、又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、労働組合法第十九条の十二第四項において準用する第十九条の四第一項に規定する者でないこと。

三 推薦手続

1 労働組合又は使用者団体は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。

1 労働組合又は使用者団体は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局大村	鳥取市片原二丁目一一〇一二	平成元年二月一日
薬局西支店 有限公司こやま	鳥取市湖山町四二三七一四	"
北尾医院	米子市福市一一七〇一五	"

- 2 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第二条及び第五条第一項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る地方労働委員会の証明書を添付する。いふ。
- 四 推薦する候補者の数
制限はないが、一人以上の場合は、順位をせむる。
- 五 推薦期間
平成元年二月十七日から三月十四日まで

様式

推 薄 書

平成 年 月 日

鳥取県知事

殿

事務所所在地

(電話番号)

労働組合名

代表者 氏名

㊞

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生 年 月 日	現 住 所	労働組合の名称及びその所在地の名称並びにその地図	労働者の所属職場の名称及びその地図	経 歴	備 考

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等ができるだけ詳細に記入すること。

鳥取県告示第二百三号

岸本町が行う土地改良事業に係る大幡地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律五百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

業に係る二部東地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三の四〇五（国有林）、七八三の四〇六・七八三の四一二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、七八三の一三六三（国有林）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

土地改良法（昭和二十四年法律五百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町

鳥取県告示第二百四号

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字徳万字添水谷四三一の一四

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第八条の二第四項

において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二

第四項の規定により告示する。

平成元年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条の五第二項の規定に基づき、指定試験機関から主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定試験機関の名称

財團法人不動産適正取引推進機構

二 変更後の主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門三丁目八一二一

三 変更後の試験事務を取り扱う事務所の所在地

加入区	漁業の区 分
浜村加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

四 東京都港区虎ノ門三丁目八一二一
変更しようとする年月日

平成元年二月二十日

正 誤

昭和六十三年七月鳥取県告示第六百六十三号（廢川敷地の生成について）
中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

九 下 三 メートル 一、七八六・七二五平方

メートル 一、七八八・五一平方